

4 高齢者福祉分野

老人福祉センター

老人福祉センターは、老人福祉法に基づき、高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした施設です。

現在、仙台市の老人福祉センターは 8 館あり、そのうち本会は、指定管理者として大野田・台原・高砂・郡山の 4 館の管理運営を行っています。

事業創設の経緯

仙台市は、昭和 62 年 4 月から亀岡老人福祉センター（昭和 42 年 7 月開設）、大野田老人福祉センター（昭和 50 年 6 月開設）、小鶴老人福祉センター（昭和 54 年 5 月開設）の 3 館の管理運営業務を公共的団体に委託することになり、本会が受託することになりました。

事業の変遷

発展期（昭和 63 年度～）

昭和 63 年の 4 月には、仙台市では初のデイサービスセンターを併設する台原老人福祉センターが開設され、本会が同館の管理運営業務を受託しました。

さらに平成元年 4 月には、仙台市と泉市の合併に伴い、それまで旧泉市社協が受託していた泉中央老人福祉センターの管理運営業務も本会が受託することになりました。



健康とふれあいの広場
— 老人福祉センター —

お近くのセンターをご利用下さい

- ◇ 亀岡老人福祉センター 仙台市川内亀岡町 62-2 ☎225-2811
- ◇ 大野田老人福祉センター 仙台市大野田王ノ禮 28-1 ☎247-1005
- ◇ 小鶴老人福祉センター 仙台市小鶴字 仙台 11 ☎236-4171
- ◇ 台原老人福祉センター 仙台市台原森林公園 1-3 ☎233-3901

月曜日は休館日です

老人福祉センター4館の紹介
昭和63年8月15日発行「社協だより第34号」より

成長期（平成 6 年度～）

平成 6 年 4 月にはデイサービスセンター併設の高砂老人福祉センター、さらに平成 11 年 8 月には、同じくデイサービスセンター併設の郡山老人福祉センター管理運営業務をそれぞれ開設時から受託し、この時点では、市内 8 館のうち沖野老人福祉センター（デイサービスセンター併設）を除く 7 館の管理運営業務を本会が担っていました。

■ 転換期（平成 16 年度～）

平成 15 年 9 月の地方自治法改正により指定管理者制度が創設され、仙台市では平成 16 年 4 月から指定管理者制度を導入するにあたって、亀岡・大野田・小鶴・泉中央の 4 館については公募、デイサービスセンター併設の台原・高砂・郡山については非公募により指定管理者を選定することになりました。本会は、公募となった 4 館に応募しましたが、結果的に大野田 1 館のみが選定されました。

その後も指定管理者の選定は概ね 5 年ごとに行われてきましたが、平成 29 年度からは、デイサービスセンター併設の台原・高砂・郡山の 3 館についても公募による選定となりました（台原は大規模改修により、平成 29 年度から 30 年度までは非公募で、令和元年度から公募となっています）。本会では、3 館いずれにも応募し、引き続き指定管理者に選定され、現在に至っています。

事業の特徴

老人福祉センターは 60 歳以上の市民が、明るく健康的な毎日を過ごしていただけるように、「趣味の教室」や季節の行事・レクリエーション、健康づくり等を行うとともに、憩いの場としても利用されています。また、看護師による生活・健康相談等も行っており、お風呂も利用できる施設で、利用料金は無料です。

現在、老人福祉センターは、各種教室や愛好会をはじめ、近隣や併設の地域包括支援センターと連携し、介護予防教室や認知症の理解を深めるための認知症カフェを開催しています。

児童館や市民センター、コミュニティ・センターと併設しているセンターもあり、高齢者と若い世代の交流も行われています。



フラワーアレンジメント



レクリエーション「仙台フィルハーモニー」

通所介護事業所（デイサービスセンター）

通所介護事業所（デイサービスセンター）では、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅に閉じこもりがちな利用者の孤立感の解消や心身機能の維持、家族での介護の負担軽減などを目的として、食事や入浴などの日常生活上の支援をはじめ、生活機能向上のための機能訓練などのサービスを提供しています。

本会では、介護保険制度が施行される以前から、仙台市のデイサービスセンターのうち3か所（台原・高砂・郡山）の受託を開始し、現在も指定管理者として管理運営を行っています。

事業創設の経緯

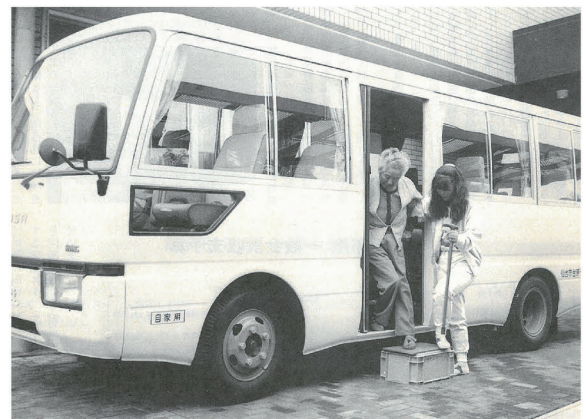
本会では、昭和63年の台原デイサービスセンターを皮切りに、平成6年には高砂デイサービスセンター、平成11年には郡山デイサービスセンターの管理運営業務を仙台市から受託しました。

いずれも老人福祉センターに併設している施設であり、老人福祉センターの館長が所長を兼務し、両施設の職員が協力しながら運営しています。

事業の変遷

発展期（～平成11年度）

介護保険制度が施行される前の措置制度では、基本事業（生活指導・日常動作訓練・養護・健康チェック・送迎）、通所事業（入浴サービス・給食サービス）を行い、在宅の虚弱老人の生活助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的としていました。1人あたり週1回の利用で、1回の料金は500円でした。



台原デイサービスセンター開所当時の写真
昭和63年8月15日発行「社協だより第34号」より

成長期（平成12年度～平成22年度）

平成12年4月の介護保険制度施行に伴い、通所介護事業所の指定を受け、要介護・要支援認定を受けた方を対象に、通所介護サービスを提供することになりました。

平成12年度は平均19.3名だった1日あたりの利用者数が、併設の居宅介護支援事業所（ケアプラ

ンセンター)の介護支援専門員との連携をはじめ、他社の居宅介護支援事業所への積極的な営業活動などで新規利用者の確保に努め、平成16年度には、平均利用者数が24.8名になりました。

また、平成16年度には、仙台市が指定管理者制度を導入したことに伴い、委託事業から指定管理事業となり、本会が指定管理者として管理運営しています。

さらに、平成18年4月の介護保険制度改正により、予防重視型システムへの転換が求められ、本会のデイサービスセンターも、新たに介護予防通所介護事業所の指定を受け、要介護1から要介護5までの方が利用する「通所介護事業」と要支援1・要支援2の方が利用する「介護予防通所介護事業」の2種類の事業の提供を開始しました。

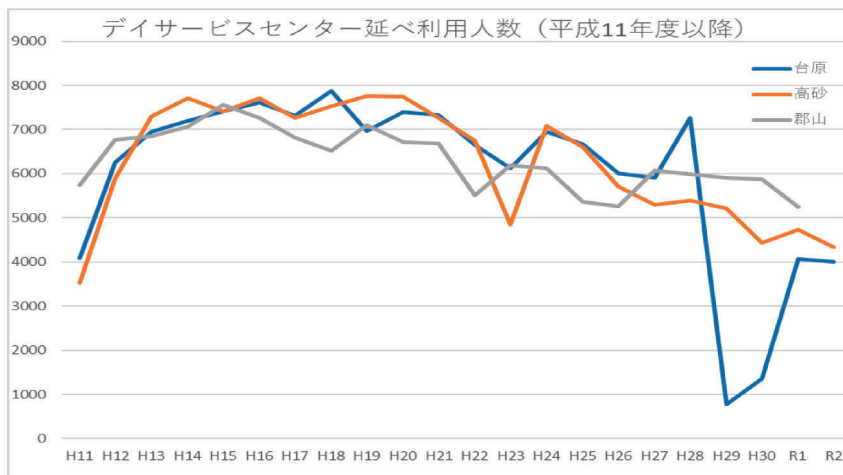
本会では、この法改正以前から各センターに作業療法士や理学療法士を配置し、機能訓練に力を入れてきましたが、新たに導入したりハビリマシンを活用した個別機能訓練及び運動器機能向上訓練の提供により、サービスの充実を図りました。

■ 転換期 (平成23年度～)

平成23年3月11日の東日本大震災では、併設の老人福祉センターに福祉避難所が開設されました。避難してきた方には介護の必要な方が多く、職員が中心となってその支援に従事することになったため、2か月から3か月の間、デイサービスセンターとしての営業を休止しました。休業していた間に他の施設に移られた方もおり、営業再開時は、震災前の6割から7割程度の利用者からのスタートとなり、利用者数も思うようには回復せず、平成23年度は大幅な赤字になりました。

平成28年度は、前年度に介護報酬がマイナス改定されたことによる影響を受けましたが、併設施設との協力体制を強化しながら、年次からサービス提供時間を延長(従前の4～6時間から7～9時間に変更)し、増収策を講じるとともに、職員配置の見直しや事務経費の削減等に取り組み、計画を上回る収益改善の実績を上げることができました。

平成29年度は、台原老人福祉センターの大規模改修工事に伴い、台原デイサービスセンターも約1年間休業することになりました(～平成30年8月)。この間、利用者には、他のデイサービスセンターを利用いただきましたが、1年間の休業の影響は大きく、その後も利用者数は戻らず、厳しい経営状況が続いています。



- ・平成23年度は、東日本大震災に伴う福祉避難所開設による影響
- ・平成29～30年度は、台原デイサービスセンターの大規模改修工事に伴う休所による影響

また、平成 29 年 4 月の介護保険制度改正により「介護予防・日常生活支援総合事業」(総合事業)が始まりました。これまで、要支援 1・要支援 2 の方が利用していた介護保険サービスの一部が、総合事業のサービスに移行することになり、各センターにおいても、従来の介護予防通所介護事業に加えて「生活支援通所型サービス」の提供を順次開始しました。

この生活支援通所型サービスの実施にあたっては、老人福祉センターの業務員にも、デイサービスセンター介護員を兼務させて、老人福祉センターとの一体的な事業運営に取り組んでいます。

現在の姿

デイサービスセンターでは、一人ひとりのニーズに応じたサービス提供と、利用者同士、施設職員、ボランティアなど多くの人が関わりあうなかで、その人が本来持っている能力を引き出し、その人らしさが輝いて見えるなど利用者が主役の居場所づくりを目指しています。

また、高砂・郡山では利用者様からのニーズに応え、外部委託によるマッサージを開始しています。併せて台原・郡山ではリハビリの専門職により利用者様一人ひとりに合わせた機能訓練を実施しています。

直近では、令和 2 年度に台原で新型コロナウイルス感染症の集団感染(クラスター)が発生したことを受け、デイサービスセンターでは職員が一丸となり、新型コロナウイルスを含む感染症対策を講じながら、利用者様の受け入れ並びにサービスの提供に努めています。

～安心・安全な介護のお手伝い・在宅生活を応援します～

あなたのまちの 利用者様募集中 社協デイサービスセンター

ご利用者様が主役の「ニーズに応じたサービス提供」と
「ふれあいの居場所づくり」の実現を目指しています。

一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスを提供し、その人が本来持っている能力を引き出し、その人らしさが輝くサービスを心掛け、ご利用者様が主役の居場所をつくっていきます。

お申し込み先

台原
デイサービスセンター
青葉区台原森林公園 1-3
☎233-3901

高砂
デイサービスセンター
宮城野区高砂 1 丁目 24-9
☎259-7861

郡山
デイサービスセンター
太白区郡山字行新田 9-5
☎308-5333

「優しさと笑顔で皆様のお越しをお待ちしております。」



笑顔のサービスで住み慣れた地域やお住まいでの暮らしをお手伝いします。

リハビリ機器を活用した一人ひとりに合わせた機能訓練を楽しく提供します。

行事や体操など余暇活動で楽しい時間と居心地の良い空間を提供します。

器具を使った機能訓練



個別機能訓練



デイサービスセンター紹介記事 令和3年4月1日発行「社協だよりせんだい第11号」より

居宅介護支援事業所（ケアプランセンター）

居宅介護支援事業所は、介護保険法に基づき、介護を必要としている方が適切な生活支援を受けられるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、本人・家族の心身の状況や生活環境、希望等に沿って、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、ケアプランに基づいて介護サービス事業所などと連絡・調整を行う居宅介護支援を提供する事業所です。

本会では、ケアプランセンターという名称で、台原・高砂・郡山の3つの居宅介護支援事業所を運営しています。

事業創設の経緯

平成12年4月からの介護保険制度の施行に向けて、ケアプランを作成するケアマネジャーの養成が急務となり、平成10年度からケアマネジャーとして登録・任用されるための試験が全国的に始まりました。

居宅介護支援は、「利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなくてはならない」（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第1条の2）とされており、本会がこの事業に取り組む意義は大きいことから、ケアマネジャーの受験資格のある職員に対して受験を勧奨したり、資格のある者を採用するなどして、事業の実施に必要な人材を確保しました。

そして、福祉プラザの事務局内（五橋）に1か所、デイサービスセンターのある老人福祉センター（台原・高砂・郡山）に3か所、合計4か所のケアプランセンターを開設することとし、平成11年9月に宮城県から指定居宅介護支援事業者の指定を受けました。

事業の変遷

■ 発展期（平成11年度～平成13年度）

平成11年10月以降、要介護・要支援認定の申請代行や利用者・家族との利用契約の締結、さらに翌年1月からは、ケアプランの作成に取りかかり、平成12年4月の介護保険制度施行と同時に事業を開始しました（平成11年度の契約締結件数は346件でした）。

平成12年4月には、本会が仙台市より五橋・台原・高砂・郡山の4か所の在宅介護支援センターを受託することとなり、ケアプランセンターは、その併設事業所として設置され、職員は両事業所を兼務しながらそれぞれの業務に従事しました。

- ・平成12年4月 ケアプランセンター（ふれあい五橋・ふれあい台原・ふれあい高砂・ふれあい郡山）の4か所開設
- ・平成13年8月 ケアプランセンターふれあい泉開設

■ 成長期 (平成 14 年度～平成 17 年度)

平成 14 年には、社協らしい地域に根差したケアプランを作成するため、社協の名称を取り入れた新しい事業所名に変更するとともに、より身近なところで相談が受けられるように、ケアプランセンターを各区・支部事務所 6 か所に順次開設し、平成 16 年 7 月までに合計 10 か所のケアプランセンターを整備しました。

- ・平成 14 年 6 月 社協ケアプランセンターへ事業所名変更
(社協五橋・社協台原・社協高砂・社協郡山・泉区社協の 5 事業所)
- ・平成 14 年 8 月 宮城野区社協ケアプランセンター開設
若林区社協ケアプランセンター開設
- ・平成 15 年 4 月 青葉区社協ケアプランセンター開設
太白区社協ケアプランセンター開設
- ・平成 16 年 7 月 青葉区社協宮城支部ケアプランセンター開設

☆相談窓口が増えました!!☆

**青葉区社協宮城支部
ケアプランセンター新設!**

7月1日から青葉区社協宮城支部内に開設いたしました。
介護保険サービスの利用、ケアプラン作成についてわからないことなど、**お気軽にご相談ください。**



〒989-3125
青葉区下愛子字観音堂 27-1
(宮城社会福祉センター内)
TEL : 391-7820 / fax : 392-7736

青葉区宮城支部ケアプランセンター開設
平成16年9月15日発行「社協だより第65号」より

■ 転換期 (平成 18 年度～)

平成 18 年 4 月には、予防重視型システムへの転換を柱とした介護保険制度改正に伴い、本会においても、地域包括支援センターの受託に向けた準備を進めるとともに、ケアプランセンターの今後の方向性についても検討を行いました。その結果、居宅介護支援事業については、民間事業者の参入によりサービスが充実されていることに加え、一方で、本会が新たに受託した地域包括支援センター 4 か所についてその人人体制を強化する必要があったことから、平成 19 年 4 月、当時 10 か所あったケアプランセンターを 5 か所 (五橋・台原・高砂・郡山・泉区) に統廃合しました。

さらに、平成 19 年 3 月に本会が策定した「杜の都の社協ビジョン」に基づき、事業の見直しを行い、平成 21 年 3 月に泉区社協ケアプランセンターも廃止しました。

- ・平成 19 年 4 月 5 か所のケアプランセンターに統廃合
- ・平成 21 年 3 月 泉区社協ケアプランセンターを廃止

また、社協五橋ケアプランセンターについては、ケアマネジャーの人材確保が困難な状況により、令和 3 年 9 月 1 日から事業を休止し、翌 4 年 4 月 30 日をもって事業所を廃止しました。

事業の現在の姿

現在は、併設する通所介護事業との一体的なサービス提供による地域ニーズへの対応を踏まえ、台原・高砂・郡山の 3 か所のケアプランセンターの運営を行っております。

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として、平成18年4月の介護保険法改正に伴い設置されました。

事業創設の経緯

平成18年4月の介護保険法改正に伴い、仙台市ではこれまで地域の高齢者保健福祉の中核を担ってきた市内41か所の在宅介護支援センター全てを、地域包括支援センターに移行することになりました。

当時、本会では五橋・台原・高砂・郡山の在宅介護支援センターを受託していましたが、この4か所全てが地域包括支援センターに移行され、引き続き本会が受託することになりました。

事業の変遷

センター開設に向けて

地域包括支援センターの大きな役割の1つである「地域支援事業」では、①総合相談支援業務、②権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、④介護予防関連業務、⑤地域・関係機関との連携・ネットワークづくりを行います。

本会では、平成18年4月の開設に先立ち、平成17年度に、仙台市の「介護予防マネジメントモデル事業」を受託し、これまでのノウハウを生かして、地域の関係機関やサービス提供事業所等と連携を図り、地域ケア会議等を実践するなどの準備を進めました。

もう1つの役割である「介護予防支援事業」では、介護保険の要介護・要支援認定において要支援1・要支援2の認定を受けた方の介護予防サービス・支援計画（介護予防プラン）は、居住する地域の地域包括支援センターが全て担当する仕組みに変更されたため、これまで担当していた居宅介護支援事業所から地域包括支援センターに順次利用者を移管することになりました。

介護予防プランの作成については、その一部を地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に委託することも可能であったため、当時の地域包括支援センターにはケアマネジャーや地域住民から多くの相談が寄せられ、業務量は膨大になりました。当初各センターには職員が3名ずつ配置されていましたが、月100件を超える相談への対応には、いずれのセンターも大変な苦戦を強いられました。

地域住民とともに

開設当初、地域の住民からは「地域包括支援センターという名前は長くてわかりづらい」「何をするとかわからない」等の声が聞かれましたが、さまざまな事業を通じて徐々に高齢者や町内会、民生委員児童委員、地区社協等地域団体にも認識されるようになりました。

○ 住み慣れた地域で生活するための介護予防への取り組み

平成 18 年から 19 年にかけて、地域包括支援センターが地域の方々と取り組んだ代表的なものとして介護予防運動自主グループ（以下「自主グループ」という。）の立ち上げ支援があります。自主グループは、身近な地域で継続的に介護予防に取り組むことができるよう、市が養成した介護予防運動サポーターを中心に、それぞれの地域で工夫しながら楽しく活動を行うものです。

地域包括支援センターでは、事業の周知や介護予防運動サポーターの発掘、活動支援を行っており、15 年以上経過した現在も、それぞれの自主グループの素晴らしい活動が続いています。

○ 東日本大震災での対応

本会が受託している地域包括支援センターのうち、五橋以外の台原・高砂・郡山はそれぞれ老人福祉センターに併設されています。震災後、しばらくの間老人福祉センターは福祉避難所となったため、地域包括支援センターの職員も対応しながら、担当地域の高齢者の安否確認や指定避難所に行けない高齢者の支援等を行いました。なかには、担当のケアマネジャーが被災したため介護難民となっていた方や、他県の方からの相談にも対応しました。発災後、時間の経過とともに相談内容にも落ち着きが見られましたが、初めて経験することに戸惑いながらも、チームワークで何とか乗り越えることができました。

この大きな出来事は、地域包括支援センターにとって、町内会や民生委員、地区社協の方々だけでなく、医療機関等とも強いつながりを築ききっかけになり、その後各地に建設された復興公営住宅等への支援にも生かされています。



自主グループの活動の様子

事業の現在の姿

平成 18 年 4 月に開設した仙台市の地域包括支援センターは、その後の高齢者数の増加に伴い、平成 22 年度には 44 か所、平成 26 年度には 49 か所、平成 30 年には現在の 52 か所となり、地域の方々に支えられながら事業をすすめ、それぞれの地域の特性に合わせた地域ケアシステムの構築を目指してしま



権利擁護講座の様子

す。

主な業務内容として、

- ①総合相談・支援業務
- ②権利擁護業務
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④認知症関連業務
- ⑤介護予防関連業務

などに取り組んでいますが、地域包括支援センターが地域づくりに大きく変化をもたらした背景には、平成28年度から29年度にかけて市内全てのセンターに配置された機能強化専任職員の存在があります。第2層の生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員の役割を担うこの専任の職員が、地域の関係機関との連携を深め、高齢者が集える場に足を運び地域課題や資源の把握、ネットワークづくりを実践しています。

本会が運営する4つの地域包括支援センターも、令和2年度から本会各区・支部事務所に配置された第1層の生活支援コーディネーターと連携を図りながら地域支援を行っており、社協が持つ強みを生かしつつ、さまざまな関係機関と連携して事業を行っています。



認知症カフェの様子

介護サービス相談員派遣事業

介護サービスを提供する施設や事業所に介護サービス相談員を派遣し、利用者等の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質の向上を図ることを目的とする事業です。仙台市では、平成 13 年度から事業を実施することになり、本会が事務局を受託しています。

事業創設の経緯

平成 12 年度に始まった介護保険制度により、介護サービスの利用がそれまでの行政による「措置」から、利用者サービス提供事業者との「契約」に移行したことを受けて、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目的に「介護相談員派遣等事業」が創設されました。

事業の変遷

○ 発展期（平成 13 年度～）

事業開始にあたって、介護相談員には民生委員児童委員や各種ボランティア活動に従事された経験のある 6 名を委嘱し、初年度の平成 13 年度は 41 施設を訪問しました。

派遣対象事業所は、当初、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が中心でしたが、徐々に老人保健施設・通所介護事業所（デイサービス）・認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）等に拡大されました。

○ 成長期（平成 18 年度～）

平成 18 年の介護保険制度改正による地域支援事業の創設に伴い、介護相談員には、地域包括ケアにかかわる一員として、総合相談・支援のほか高齢者虐待の防止や早期発見等新たな役割も求められることになり、介護相談員の養成研修・現任研修の充実や介護相談員間の情報・意見交換等の体制構築が図られることになりました。

これに伴い、翌 19 年度には介護相談員を 8 名に増員し、さらに平成 24 年度には、派遣対象事業所が 72 施設に拡大したことに伴い、介護相談員は現在の 12 名になりました。

○ 転換期（令和 3 年度～）

「介護相談員派遣事業等の実施について」（平成 18 年 5 月 24 日厚生労働省老健局計画課長通知）において、介護保険外のさまざまなサービスを提供する施設等を含めた派遣対象事業者の拡大やそれに伴う介護相談員の名称変更等、内容が一部改正され、令和 2 年 4 月 1 日より適用となりました。

それに伴い、仙台市においても令和 3 年 4 月 1 日から、介護相談員の名称を「介護サービス相談員」と変更しました。

事業の内容

○ 事業の目的

介護サービス相談員を介護サービスの現場に派遣し、サービス利用者やその家族からの介護保険に関する相談に応じるとともに、必要に応じてサービス利用者と事業者の橋渡し役として、利用者等の不安・不満・希望等を事業者へ伝達することなどにより、介護保険制度の市民への浸透を図り、かつ、仙台市における介護サービスの質をよりよいものへ高めていくことを目的としています。

○ 派遣事業所

市内の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・特定施設入居者生活介護事業所（有料老人ホーム等）・通所介護事業所（デイサービス）・認知症対応型通所介護事業所・小規模多機能型居宅介護事業所・認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）等のうち、申し出のあった施設・事業所。

○ 介護サービス相談員の活動内容

- ① サービス事業所への定期訪問等による介護保険、介護サービスに関する相談の受付
- ② 相談に対する助言、情報提供、関係機関の紹介等
- ③ 必要に応じ、サービス事業所への伝達、事実確認
- ④ その他、仙台市と本会が協議の上、必要と認めた事項

○ 各種会議及び研修等

- ① 定例会（事業実施状況報告、情報提供、情報交換等）年4回
- ② 勉強会（事例検討、情報交換、業務に関連した内容の外部講師による講話等）年3回
- ③ 事業所説明会（新規派遣事業者を対象とした本事業の説明、情報交換等）年1回
- ④ 報告意見交換会（2年目以降の派遣事業者を対象とした報告・意見交換等）
- ⑤ 介護サービス相談・地域づくり連絡会主催研修（養成研修、現任研修等）への参加



相談員受け入れ事業所用ポスター

事業の現在の姿

令和元年度は、68か所の施設に延べ713回派遣しましたが、令和2年4月以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響を受けて、相談員の派遣を休止しました。

令和3年度後半からは、受け入れの意向を示した11施設に対し、オンラインでの訪問活動に切り替えて再開しました。

5 障害者福祉分野

泉障害者福祉センター（管理運営・自立訓練（機能訓練）事業）

障害者福祉センターは、障害者に対し必要な便宜を供与するとともに、障害者の福祉に関する指導、啓発等を行うことにより、障害者の総合的な福祉の増進を図るため仙台市が設置した施設で、宮城野区・若林区・太白区・泉区に計 4 か所あり、本会では泉区の障害者福祉センターを指定管理者として管理運営を行っています。

事業創設の経緯

本センターは、平成 4 年 4 月に仙台市身体障害者更生援護施設条例（当時）に基づき仙台市が設置した施設で、本会がその管理運営業務を受託しました。

仙台市としては初めての身体障害者福祉センター（B 型）の施設であり、泉社会福祉センターに併設する形で、同年 5 月 16 日に開所しました。

開所当時は、泉身体障害者福祉センターの名称で、「身体障害者の自立を援助するため、日常生活訓練、社会適応訓練及び給食サービス等を行い、積極的に社会参加を促進すること」を目的に、市内に居住する身体障害者及びその介護者、身体障害者福祉関係団体を主な利用対象者に、デイサービス事業及び一般事業の提供を開始しました。

事業の変遷

■ 泉身体障害者福祉センター（平成 4 年 5 月～平成 9 年 6 月）

デイサービス事業では、開所時の登録者数が 5 名でしたが、次第に新規登録者が増え、平成 6 年度当初には 30 名の登録定員に達しました。平成 7 年には希望者が定員を上回り、利用待機の状態となったため、グループ編成の見直しなどを行い、登録定員数を 60 名まで増やし、待機者の解消に努めました。

一般事業では、趣味を生かした創作的活動を通して、身体機能の維持向上を図るとともに生きがいや心の豊かさを求めることを目的に、革細工・ゲートボール・水彩画・墨絵・写真・書道等の各種教室を開催しました。また、障害者の相談対応や障害者福祉団体への助言指導、福祉機器の展示のほか、貸館業務などを行いました。

■ 泉障害者福祉センターに名称変更（平成 9 年 6 月）

平成 9 年 8 月に、身体障害者と知的障害者のデイサービス事業を実施する太白障害者福祉センターが設置されることを機に、平成 9 年 6 月 23 日に仙台市身体障害者更生援護施設条例が全面改正となり、仙台市障害者福祉センター条例が公布され、施設の名称も泉障害者福祉センターに変更されました。

■ デイサービス事業から自立訓練（機能訓練）事業へ

平成12年の社会福祉基礎構造改革において、利用者の立場に立った社会福祉制度が構築されることになりました。平成15年度には支援費制度が施行され、デイサービス事業は、それまでの行政による利用決定方式から、利用者が当センターと直接契約を交わしてサービスの提供を受ける形に変更となりました。

平成16年度に導入された指定管理者制度に伴い、各種教室の開催や貸館を行う一般事業は指定管理事業に、デイサービス事業は委託事業になりました。

平成18年度の障害者自立支援法の施行では、3障害（身体・知的・精神）バラバラだった施策を一元化し、利用者本位のサービス体系となるように再編されることになり、デイサービス事業は、障害福祉サービスにおける訓練等給付の支給対象となる自立訓練（機能訓練）事業となりました。

これにより、サービスの利用を希望される方は、仙台市に訓練等給付の申請を行い、支給決定を受ける必要があり、併せて障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、仙台市から障害程度区分の認定を受けることになりました。

さらに平成25年度には、障害者自立支援法に代わり障害者総合支援法の施行により、難病等についても障害の範囲として加えられ、自立訓練（機能訓練）事業の利用対象者になりました。



施設の紹介

平成14年11月15日発行「社協だより第62号」より

事業の特徴

■ 管理運営事業

指定管理事業者として、手話講座や創作活動等の各種講座の開催や、貸館業務を通じて障害者の自立支援、社会参加の促進及び障害者団体の活動支援等を行っています。

■ 自立訓練（機能訓練）事業

仙台市からの委託事業として、身体障害者手帳を保持している方等を対象に、基本動作や歩行、コミュニケーション、家事等の各種訓練を実践的に行い、職場に戻りたい、家事をこなしたい、ショッピングに出かけたい、趣味を再開したい

いっしょに リハビリしませんか

● 仙台市泉障害者福祉センターのご案内 ●




仙台市では身体障害のある方を対象に機能訓練・創作活動やレクリエーションなど日中活動の場を提供しています。

☆ ご利用いただける方 ☆

18歳から64歳の「身体障害者手帳」をお持ちの方が対象となります。
◆ このような希望のある方にお勧めします ◆

※ 障害に合わせたリハビリテーションをしたい ※ 社会参加や就労に向けて準備をしたい
※ 仲間と楽しい時間をもちたい ※ 言葉の訓練をしたい

仙台市泉障害者福祉センターでは、利用者様の希望する日曜連日に向けて、自立機能訓練事業として、体操・ダンス・書道・合唱教室・レクリエーション・外出訓練などのサービスをご用意し、継続的に提供しております。まずは、気軽に「見学」からご参加ください。

仙台市泉障害者福祉センター

日常生活動作や家事動作の練習、歩行訓練、着がけや着脱のみの訓練を個人に合わせて行っています。	利用者の自立のコミュニケーション、パソコンの学習、外出前練習などを行っています。	健康増進、手指訓練、生活動作や作業の訓練も専任のスタッフがサポートしています。
--	--	---

ご希望により送迎、給食サービスもご利用いただけます。さまざまなご相談に対応しています。

機能訓練 | 社会適応訓練 | 創作活動 | 送迎・給食 | 各種研修

お問い合わせは、**仙台市泉障害者福祉センター**
仙台市泉区七北田字道 48-12 TEL022-372-7848 FAX022-372-8969

自立訓練（機能訓練）事業の
リーフレット

などの希望に応じた訓練を行っています。また、高次脳機能障害や難病を併せ持っている方へもそれぞれの障害特性や疾患に応じたプログラムを提供し、地域生活での支援を行っています。

事業の現在の姿

管理運営事業では、市民を対象とした各種講座を引き続き開催しています。

一方、自立訓練（機能訓練）事業における利用者の状況は、脳血管疾患（高次脳機能障害・失語症）、整形疾患・頭部外傷・呼吸器疾患・脊髄損傷・難病などの20代から60代まで幅広い年代の方が通われており、一人ひとりの希望を大切にしながら、それぞれにあった目標を立て、歩行訓練や家事訓練、公共交通機関の乗降訓練などのサービス提供をしています。

令和4年4月からは、視覚障害のある方に特化した機能訓練を実施することになり、新たに歩行訓練士1名を配置（特定非営利活動法人アイサポート仙台からの兼務出向職員）し、週1回実施しています。

泉ふれあいの家（生活介護事業・就労継続支援（B型）事業）

泉ふれあいの家は、障害者総合支援法に基づき、市内に住所を有する知的障害者に対して生活介護ならびに就労継続支援を行う事業所で、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な便宜を供与することにより、知的障害者の福祉増進を図ることを目的に、仙台市が設置した施設です。

事業創設の経緯

本施設は、障害者福祉都市に指定された旧泉市が、その一環として昭和 58 年 4 月 1 日に「泉市ふれあいの家」として開設したもので、施設の運営は「泉市ふれあいの家運営委員会」に委託されていた沿革を有しています。

本会では、平成元年度から施設の管理運営を受託し、平成 16 年度からは指定管理者として管理運営を行っています。

事業の変遷

開設当初（昭和 58 年度～）

開設した当初は、泉市ふれあいの家運営委員会の委員 1 名が職員となり運営していましたが、昭和 60 年 4 月に、泉ふれあい福祉工場、同 6 月には陶芸室（現在の第 2 工場）を増設するなど、事業を拡充していくなかで、昭和 62 年度からは、旧泉市社協が当該職員を採用し、泉市ふれあいの家運営委員会に派遣する形で運営してきました。

昭和 63 年には、仙台市と旧泉市の合併に伴い、仙台市の施設となり、運営は仙台市から旧泉市社協に委託され、平成元年度には、社協の組織一体化により、本会が管理運営を引き継ぎました。



泉ふれあいを家の外観
平成29年8月1日発行
「社協だよりせんだい第3号」より

法改正への対応（平成 15 年度～）

平成 15 年度に支援費制度が施行され、平成 18 年度に障害者自立支援法、さらに平成 25 年度には障害者総合支援法が施行されたことを踏まえ、本施設においても、利用者・保護者・施設職員の三者による個別面談を通し利用者のニーズに基づいた個別支援計画を策定する等、利用者本位のサービス提供を行っています。また、事業の種別も、平成 19 年度は地域活動支援センター（小規模地域活動

センター)、平成 24 年度には障害福祉サービス事業所(訓練作業所→生活介護事業、福祉工場→就労継続支援(B型)事業)へそれぞれ移行し、現在に至っています。

長寿命化工事への対応(令和 2 年度)

仙台市による施設の長寿命化工事により、令和 2 年 6 月から 12 月までの約半年間は、代替施設(旧将監西保育所)に仮移転しての運営となりました。本施設は、この改修工事により各部屋やトイレ等のバリアフリー化が進み、利用者がより安心して使いやすい施設となりました。

医療的ケアを要する利用者の受け入れ(令和 3 年度～)

本施設では、これまでも重度の障害者を受け入れてきましたが、令和 3 年度からは体制を整え、医療的ケアを要する利用者についても新たに受け入れを始めました。

事業の特徴

本施設では、心身に障害を有する 18 歳以上の利用者が、地域の中で自尊心を持って自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な社会性を身につけるための幅広い自立訓練(調理活動・清掃・買い物ほか)、作業訓練(受注業者からの業務受注・自主製品の製作・授産品販売への従事ほか)、創作的活動・機能訓練・行事・レクリエーション活動等、利用者一人ひとりの個性や適性に応じた支援を訓練作業所と福祉工場に分かれて行っています。

一方、近隣の小学校や住民、町内会等の方々と利用者との交流の機会を設け、地域の一員としての役割も積極的に果たしています。



ビーズネックレスやマグネットなどの授産製品
平成 29 年 8 月 1 日発行「社協だよりせんだい第 3 号」より

事業の現在の姿

令和 4 年 3 月末現在の本施設利用者は 33 名で、平均年齢は約 45 歳、最高齢者は 66 歳であり、平均利用年数も約 23 年、最も長い方で 39 年となっています。

また、保護者の平均年齢も約 71 歳で、利用者・保護者とも年々高齢化が進み、将来に大きな不安を抱えています。今後は、関係機関と連携し随時必要な情報提供を行いながら、こうした不安の解消に向けてどのような支援を行っていくかが課題となっています。

泉ひまわりの家(生活介護事業)

泉ひまわりの家は、障害者総合支援法に基づき、生活介護を行う障害福祉サービス事業所で、主に知的障害者に対して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な便宜を供与することにより、知的障害者の福祉の増進を図ることを目的に仙台市が設置した施設です。

事業創設の経緯

本施設は、平成4年4月に仙台市精神薄弱者援護施設条例(当時)に基づく、精神薄弱者更生施設(通所)として開設され、定員20名、職員8名で事業をスタートしました。その後、知的障害者通所更生施設を経て、現在の障害福祉サービス事業所に至っています。

本会では、平成4年度の開設当初から管理運営を受託し、平成16年度からは指定管理者として管理運営を行っています。

事業の変遷

制度改正への対応

平成15年度に支援費制度が施行され、利用者はサービスを自ら選択し、事業者との契約に基づき利用することになり、利用者・家族・施設職員の三者による面談とアセスメント、本人の参加と同意によって作成された施設支援計画に基づく支援となりました。

平成18年度の障害者自立支援法の施行、さらに平成25年度の障害者総合支援法の施行により、日常生活及び社会生活を総合的に支援することで「地域社会における共生」の実現を目指すことを目的に、サービス管理責任者及び看護師2名が配置され、利用者の重度化や医療的ケアの充実等に対応した、高い専門性をもったサービスの提供を行うとともに、医療的ケアを要する利用者の受け入れに対応するため、専用棟である第2作業室を増築しました。



■支援費で利用できるサービス

施設訓練等支援

【仙台市泉ひまわりの家】
泉区七北田字道13 TEL372-8074

満15歳以上の知的障害者や肢体不自由を併せ持つ方に、通所により様々な経験を積み重ねる場を提供し、生活習慣の習得と機能低下防止を図り、社会参加ができるように支援します。
施設では、手芸など物をつくる喜びや自然に親しむ活動などの機能訓練を行っています。

施設の活動紹介

平成14年11月15日発行「社協だより第62号」より

事業の特徴

日常生活に必要な習慣やスキルを利用者一人ひとりの個性を尊重しながら伸ばし習得する場として、行事等を通じ積極的に社会参加の機会を提供するなど、地域の中でいきいきと生活できるよう支援しています。

利用者支援の充実

利用者の障害特性を考慮し、個々の課題に合わせた活動（作業・運動・アート・音楽等）の充実を図り、グループ活動等で社会体験や地域交流等の機会が広がるよう支援しています。

施設運営委員会の設置

利用者・家族へのサービスの質の向上を目的に、保護者や障害者関係団体の職員、学識経験者等を委員とする施設運営委員会を設置し、活動支援プログラム、管理運営等において適切なサービス提供が実施されているかなどについて委員会の検証を受けています。



環境(リサイクル)活動「空き缶つぶし」の様子

事業の現在の姿

令和4年3月末現在の本施設利用者は22名で、職員体制も所長以下13名となっていますが、利用者の高齢化や医療的ケア（進行性難病）を必要とする方の障害の重度化に伴い、支援体制の再構築が必要となっていることから、医療機関や障害者相談支援事業所と連携しながら効果的な支援体制のあり方が求められています。

また、個別支援計画の見直しや、医療依存度の高い利用者支援にあたって、職員の技術向上も課題となっています。

障害者相談支援事業（ふらっと青葉・ふらっと泉）

障害者相談支援事業所は、障害者総合支援法に基づき、仙台市が設置する障害者の地域生活に関する総合的な相談窓口で、現在市内に16か所あります。

本会では、このうち「障害者相談支援事業所ふらっと青葉」及び「障害者相談支援事業所ふらっと泉」の2事業所の運営を受託しています。

事業の経緯

開設の経緯

仙台市では、平成10年3月に策定した仙台市障害者保健福祉計画に基づき、障害者の地域生活を支援するために、身近なところで日常的な相談、援助、交流などを行うことができるよう、各区に障害者生活支援センターの整備を進めてきました。

平成11年度に開設された太白区に続き、平成13年度には宮城野区と泉区の2か所が整備されました。本会では、このうち泉区の障害者生活支援センターを受託することになり、平成13年10月1日に、泉障害者福祉センター内に泉障害者生活支援センター（愛称：ふらっと泉）を開所しました。

「ふらっと（FLATT）」の愛称には、F（FRESH：生き生きとした）、L（LIFE：暮らし、生活）、A（AND：そして）、T（TALK：お喋りする、話し合う）、T（TOGETHER：共に、一緒に）という意味が込められています。

さらに平成15年度には、青葉区の障害者生活支援センターについても本会が受託することになり、平成15年10月10日、青葉区事務所内に青葉障害者生活支援センター（愛称：ふらっと青葉）を開所しました。

OPEN

仙台市泉障害者生活支援センター


（愛称：ふらっと泉）

市内にお住まいのお体に障害や知的障害がある方、またその家族の方が地域で暮らすうえで必要なサービスが受けられるようお手伝いいたします。

業務内容：

- 福祉サービス利用に関すること**
ホームヘルプやデイサービスなどの情報提供、申請のお手伝い
- 社会資源を活用するための支援**
福祉機器の利用の援助、施設や作業所の紹介、その他生活に必要な情報提供
- 社会生活を高めるための支援**
利用者自身が自立した生活をする力をつけるため情報提供や講座を開催します。
- ピアカウンセリング**
障害のある方自身がカウンセラーになって、悩みを語り合い生活上の問題を解決できるようお手伝いします。
- 専門機関の紹介**
必要な専門機関を紹介したり、同行いたします。

泉障害者福祉センター内
仙台市泉区七北田字道48-1
開設日時：火～日曜日
（祝祭日の翌日、年末年始除く）
8：30～21：00
TEL・FAX 022-771-2728



ふらっと泉開所時の紹介記事
平成14年1月15日発行「社協だより第61号」より

相談支援事業所としての事業開始

平成 24 年 4 月、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、平成 27 年 4 月以降、原則として障害福祉サービス等を利用する全ての障害児者は、相談支援事業所が作成するサービス等利用計画（障害児の場合は障害児支援利用計画）を市へ提出することになりました。

このことを踏まえ、本会が受託する 2 事業所は、これまでの受託事業（障害者相談支援事業）に加えて、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業及び指定一般相談支援事業者の指定を受け、計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援の提供を開始し、事業所の名称も現在の「障害者相談支援事業所ふらっと青葉」「障害者相談支援事業所ふらっと泉」に変更されることになりました。

事業の特徴

障害者相談支援事業所では、障害者手帳やサービスの利用の有無に関わらず、地域の障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、あらゆる種類の相談に応じ、一人ひとりのニーズを的確に把握し、必要な情報提供をはじめ、各種福祉サービスや社会資源を利用できるよう支援しています。また、本人からの相談だけでなく、家族や地域住民、職場の方々、関係機関等からの相談にも応じています。

相談員には、社会福祉士などの有資格者や研修受講により相談支援専門員の要件を満たす者を配置しています。

本事業では、前述の相談業務のほかに、計画相談支援、障害児相談支援等も行っており、また、サービス等利用計画の作成や困難事例等に対する後方支援や調整等、区域における障害者のネットワークづくりなど地域支援活動も行っています。

事業の現在の姿

現在、制度の狭間にあるケースや複合的な課題を抱えるケースが増え、虐待防止や権利擁護のために必要な支援、緊急性のある事例や対応困難な事例への対応が求められており、相談員の専門性の向上を図るとともに、障害のある方が住みやすい地域づくりに向けて、両事業所では区自立支援協議会への参加や障害者差別解消法の推進にも積極的に取り組んでいます。

また、障害がある方の生活上の課題等の理解を深め、また地域住民等の障害に対する理解促進を図るために、各種行事の開催や出前講座なども行っています。

6 福祉職員研修分野

福祉職員研修関係

階層別研修や専門研修等を体系的に実施し、さまざまな研修機会を設けることで、社会福祉法人や社会福祉施設など福祉の現場で働く役職員の専門性を高め、求められる質の高い人材の育成を図っています。

社会福祉法人・施設職員研修事業

事業の特徴

本事業は、平成 13 年度より仙台市から受託し、市内の社会福祉法人・社会福祉施設（令和 4 年 3 月末現在 398 か所）に勤務する役員及び職員を対象に、社会福祉従事者として必要な知識を取得し、その資質の向上を図ることを目的として、次の研修を行っています。

- (1) 新任職員研修
- (2) 中堅職員研修
- (3) 管理者研修
- (4) 社会福祉法人研修
- (5) 会計担当職員研修（基礎編・応用編）
- (6) 労務管理研修
- (7) クレーム対応研修

仙台市地域包括支援センター職員研修事業

事業の特徴

本事業は、平成 18 年度より仙台市から受託し、地域包括支援センター職員の資質の向上、及び地域包括支援センターの各種事業に対する理解を深め、事業の適切な遂行に資することを目的に、①地域包括支援センター職員、②区保健福祉センター・総合支所職員、③第 1 層生活支援コーディネーター・一般社団法人日本ケアマネジメント学会会員・特定非営利活動法人宮城県介護支援専門員協会会員・仙台市健康増進センター職員（③は研修内容に応じて受講）を対象に、現在では年 11 回の研修を実施しています。

研修内容としては、新任研修、地域リハビリテーション活動支援事業研修、ケアマネジメント研修からフレイル予防研修、認知症対応能力向上研修、介護予防プランに関する研修などの専門研修に至るまで幅広く実施しています。

保育所等職員研修事業

事業の特徴

本事業は、平成 30 年度より仙台市から受託し、保育所・認定こども園・小規模保育事業等の職員の学び合う環境をつくり、職員の資質の向上を図り、もって入所児童の健やかな育成に資することを目的に、次の内容の各種研修を年間 105 回実施しています。

○ 仙台市主催研修

公立保育所や私立保育園（所）をはじめ、認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業・認可外保育施設の職員を対象に、階層別研修・専門研修・スキルアップ研修などを体系的、計画的に実施し、保育実践に必要な専門的知識や技能を習得することにより、職員一人ひとりの資質を向上させ、保育内容の充実を図っています。

○ 私立保育園（所）特別支援コーディネーター研修

仙台市私立保育園（所）・認定こども園協議会に加盟している私立保育園（所）、幼保連携型こども園、保育所型認定こども園の職員を対象に、気になる子どもや特別支援を必要とする子ども、さまざまな課題を抱える子どもを持つ保護者が増加し、対応が難しい現状を踏まえてケースに応じて適切な助言・対応を行うため、コーディネーターの要請や資質の向上を図っています。

○ 仙台市保育所連合会主催研修

仙台市保育所連合会に加盟している公立保育所・私立保育園（所）・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園の職員を対象に、階層別研修・専門研修を体系的・計画的に実施し、保育実践に必要な専門的知識や技能の習得を通して、職員一人ひとりの資質向上を図っています。

○ 子育て支援員研修（地域保育コース）

市内に在住または勤務（保育や子育て支援分野）している 18 歳以上の方（高校生は除く）で、保育や子育て支援等の仕事に関心があり、仕事に就きたい方を対象に、基本研修・専門研修・見学実習を通して、地域型保育と位置付けられた小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業等の職員として必要な専門的知識や技能を習得することにより、これらの事業の支援の担い手として子育て支援員の養成を図っています。

コラム

《過去に本会が実施した研修事業》

本会の研修事業としては、かつて平成11年度から24年度まで「ホームヘルパー養成研修事業」を実施し、1級課程73名、2級課程1,834名、3級課程174名のホームヘルパーを養成しました。

この研修は制度改正により平成25年度は「介護職員初任者研修」として実施し、26名の修了者を養成しましたが、民間事業者による研修が増加し、研修受講者も年々減少してきたことから、平成25年度をもって事業を終了しました。

そのほか、平成13年度から25年度に実施した「介護支援専門員試験対策講座」では延べ1,039名、平成18年から25年に実施した「介護福祉士試験対策講座」では延べ215名が受講するなど、その時々々の要請に応じて求められる福祉人材・マンパワーの育成を行いました。

7 福祉団体事務受託分野

福祉団体等の活動支援

本会では、事業運営を円滑かつ強力に推進するため、設立以来関係する福祉団体等と連携した取り組みを行ってきました。この間、一部関係団体の事務局を担い、あるいは事務を受託し、その活動を支援してきました。

仙台市共同募金委員会

仙台市共同募金委員会は、地域福祉の推進のために共同募金運動を促進することを目的とする組織であり、本会がその団体事務局機能を受託しています。

団体の沿革と事業概要

共同募金運動は、第二次世界大戦後の昭和22年に「国民たすけあい運動」として始まり、戦争孤児対策や救貧対策への配分が主とされてきました。その後、社会福祉制度が充実化されていくなかで変化し、現在は社会福祉を目的とする事業活動を幅広く支援することを通じて、地域福祉の推進を図る募金活動として位置付けられており、全国的にも多くの都道府県や市区町村の社協が共同募金委員会の事務局を担っています。

本会においても、昭和35年10月から宮城県共同募金会仙台市支会の団体事務局を担い、その後、平成2年4月からは仙台市共同募金委員会の事務局として、地域における共同募金運動の支援、普及啓発を進めることによって地域福祉の推進を図っています。なお、各区募金会の事務局も本会の各区事務所が担っています。



赤い羽根共同募金のお知らせ
平成5年9月15日発行
「社協だより第44号」より

事業の特徴

募金活動

目標額を設定することやその目標達成に向けた赤い羽根共同募金としての戸別募金、街頭募金を行うとともに、企業や学校における募金活動を進めています。

■ 広報・啓発活動

地域での募金運動のため使用する赤い羽根やチラシ、募金を受け取った団体からのありがとうメッセージなどの運動資材を配布します。

■ 事業の申請受付

社会福祉施設や地域活動団体への助成金申請の受付及び調査を行っています。

■ 会議、委員会の開催

事業計画や予算の審議などを行う運営委員会の開催や助成金申請団体を審査する審査委員会の開催、地域で募金活動を行うボランティアを対象とした研修を実施しています。

日本赤十字社宮城県支部仙台市地区本部

日本赤十字社宮城県支部仙台市地区本部（以下「仙台市地区本部」という。）は、赤十字の理想とする人道的任務の達成を目的として設置された組織であり、本会がその団体事務局機能を受託しています。

団体の沿革と事業概要

日本赤十字社（以下「日赤」という。）は、明治10年の西南戦争時に、負傷者の救護団体として設立された「博愛社」という救護団体が前身であり、明治20年に「日本赤十字社」に改称されました。日赤は、人道理念のもと、被災者の救援をはじめ、国際支援活動、医療や血液事業、救急法などの講習会の開催、赤十字奉仕団活動など幅広い事業や活動をしています。

本会においては、昭和35年12月から仙台市地区本部の団体事務局を受託しています。また、現在市内各区には仙台市地区本部の各区地区が設置されており、本会の各区事務所がその事務局を担っています。

事業の特徴

■ 赤十字奉仕団

地域においては赤十字奉仕団が組織され（令和4年度現在79団体）、赤十字のボランティア活動を

通じた地域社会への貢献を目的として、高齢者支援活動や児童の健全育成活動、災害救護・防災活動、赤十字のPR活動などに取り組まれています。

赤十字奉仕団仙台市地区本部委員会・区地区委員会

仙台市地区本部には、地域における赤十字奉仕団の活動の連絡調整等を行い、奉仕団の総力を結集し、赤十字運動の発展に寄与することを目的とする「赤十字奉仕団仙台市地区本部委員会」が、各区には、「赤十字奉仕団仙台市地区本部区地区委員会」が設置されています。

地域における奉仕団活動は地域福祉の増進への寄与が極めて大きいことから、両委員会の運営も本会にとって重要な業務となっています。

仙台市民生委員児童委員協議会

市民児協は、民生委員児童委員活動の健全な発展に寄与することを目的とする組織であり、本会がその団体事務局機能を受託しています。

団体の沿革と事業概要

民生委員制度は、第一次世界大戦後のインフレによる貧困者の一層の窮乏化を背景に、大正6年に岡山県で誕生した防貧活動を使命とする済世顧問制度がその始まりとされています。翌大正7年には大阪府で方面委員制度が発足し、この方面委員制度は以降、全国に普及し、各地において生活困窮者の支援活動が展開されました。第2次世界大戦後の昭和21年、民生委員令の公布により名称が現在の「民生委員」に改められ、翌昭和22年の児童福祉法の制定に伴い、民生委員は児童委員を兼任することとなりました。

「隣人愛をもって社会福祉の増進に努めること」を信条とする民生委員児童委員は、地域において重要な福祉活動の担い手であることから、「社協と民生委員は車の両輪」と言われ、全国的にも多くの都道府県や市区町村社協が民児協の事務局を担っています。

昭和35年当時の本会事務局規程を見ると、民生委員に関する業務が明記されていることから、法人設立当初から民生委員との関わりが重要な業務として位置付けられていたと考えられます。

事業の特徴

▶ 仙台市民生委員児童委員協議会の発足

昭和 38 年には、仙台市担当の民生委員児童委員 267 名により、仙台市民生児童委員会が組織されました。その後、仙台市と旧宮城町・旧泉市・旧秋保町との合併を経て、平成元年の政令指定都市移行に伴い、同委員会は宮城県民生委員児童委員協議会より分離独立し、名称を現在の「仙台市民生委員児童委員協議会」に改めるとともに、各区に区民児協を設置しました。

▶ 毎月行われる理事会、区民児協委員会、地区民児協定例会

民児協は、各区・各地区にも設置されており、毎月下旬に開催される市民児協の理事会での協議決定事項は、翌月上旬の区民児協委員会で各地区民児協会長に伝達され、中旬にかけて開催される各地区民児協の定例会において各民生委員児童委員に伝えられるという手順となっています。区民児協の事務局も本会区事務所が担っています。

▶ 専門部会による自主的な研修活動

市民児協は、各地区民児協から 1 名（主任児童委員部会は 2 名）ずつ選出された部会委員により構成される 6 つの専門部会（生活援護部会・高齢者福祉部会・青少年部会・障害児者福祉部会・児童家庭福祉部会・主任児童委員部会）を設置し、それぞれ部会役員の企画運営により自主的な研修活動等が行われています。

仙台市ほほえみの会（里親会）

仙台市ほほえみの会は、児童の養育に必要な知識と技術の向上に努め、会員相互の親睦と研鑽を図り、里親制度の進歩発展に寄与することを目的とする組織であり、本会がその団体事務局機能を受託しています。

団体の沿革と事業概要

昭和 22 年に制定された児童福祉法において里親による養育が初めて公的な制度として位置付けられ、里親制度が創設されました。昭和 29 年の第 1 回全国里親大会において全国里親連合会が発足し、昭和 30 年に仙台市里親会が宮城県里親連合会の仙台市支部として発足し、本会においては、昭和 36 年から団体事務局を受託しています。その後、平成 10 年 4 月に宮城県里親連合会から分離独立し、名称が「仙台市ほほえみの会」に改められました。

事業の特徴

社会的養護の課題

平成 28 年度の児童福祉法の改正では、家庭養育優先原則が明確化され、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、市町村、児童相談所の体制の強化及び里親委託の推進等の措置を講ずることとされました。

仙台市ほほえみの会においても、仙台市の「里親制度普及啓発活動」に取り組み、「仙台市委託里親トレーニング事業」にも参画しています。

会員の交流活動

里親を対象とした研修の開催をはじめ、里親、里子、里親家族の交流のためのクリスマス会やアウトドア交流会などのイベントを行っています。

普及・啓発に関する活動

里親に関するチラシの作成・配布や新しく里親となっていただくための相談などを行っています。

仙台市遺族会

仙台市遺族会は、戦没者の英霊顕彰及び戦没者遺族の援護と福祉の増進等を目的とする組織であり、本会がその団体事務局機能を受託しています。

団体の沿革と事業概要

昭和 22 年、大東亜戦争戦没者遺族会の全国組織として日本遺族会（当時は日本遺族厚生連盟）が創設され、同年、宮城県においても宮城県連合遺族会が結成されました。

宮城県連合遺族会は各市町村に支部を設置しており、仙台市においても宮城県連合遺族会仙台市支部として活動を展開してきました。平成 24 年宮城県連合遺族会の一般財団法人移行に伴い、仙台市支部は「仙台市遺族会」に名称を改めました。本会においては、昭和 36 年から団体事務を受託しています。

事業の特徴

慰霊祭等顕彰活動

仙台市戦没者戦災死者合同慰霊祭や全国戦没者追悼式、宮城県関係戦没者慰霊祭などに参列するほか、靖国神社参拝及び清掃奉仕活動などを行っています。

各種研修会等の啓発並びに連絡調整事業

宮城県連合遺族会が主催する女性部研修会や市町村遺族会研修会などへ参加しています。

会議等の開催

会員対象の代議員会や理事会をはじめ、女性部長会議、各地区会長・女性部長の合同会議などを開催しています。

仙台市老人福祉施設協議会

事務局受託の経緯

仙台市老人福祉施設協議会は、平成2年10月に13会員で設立された「仙台市老人ホーム連絡会」が平成9年に改編されたもので、その後、事務局機能の強化のために、平成13年4月から本会が事務局を受託することになりました。

平成14年度には、県組織である宮城県老人福祉施設協議会からも分離独立し、平成14年11月末時点では74会員となりました。

団体の特徴

会員施設

仙台市老人福祉施設協議会は、市内の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、短期入所生活介護事業所、通所介護事業所、居宅介護支援事業所を会員（令和4年度現在117会員）とし、介護保険制度、老人福祉に関する調査研究と情報交換、施設の運営や経営、利用者の処遇向上に関する調査研究、施設職員の資質の向上に必要な研修会の開催などの活動を行っています。

役員等

役員は、会長 1 名、副会長 3 名を含む理事 13 名、監事 2 名となっており、10 の委員会（総務・組織、経営制度、在宅、施設推進、研修、広報、ケアマネジャー、人材確保対策、災害対策、21 世紀）と 5 つの支部（青葉東、青葉西、宮城野・若林、太白、泉）で構成されています。

現在の姿

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインと参集によるハイブリッド形式による研修や新型コロナウイルス感染症が発生した会員施設等に対して職員の応援派遣などにも取り組んでいます。

仙台市地域包括支援センター連絡協議会

事務局受託の経緯

仙台市地域包括支援センター連絡協議会（以下「包括協」という。）は、市内の地域包括支援センターがネットワークを形成し、今後取り組むべき課題の共有や情報交換、職員の資質向上を図るための活動を通じて、介護保険の円滑な運用や地域福祉の向上を図ることを目的に、地域包括支援センターが設置された平成 18 年 5 月に設立されました。

本会は平成 12 年から 6 年間、在宅介護支援センター連絡協議会（在介協）の事務局を受託していましたが、在宅介護支援センター 41 か所全てが地域包括支援センターに移行したため、在介協は解散し、包括協の事務局は引き続き本会が受託することになりました。

包括協の設立時は仙台市内 41 か所全ての地域包括支援センターが加入してスタートしました。

団体の特徴

包括協は、現在市内の地域包括支援センターの全てが会員（52 会員）となっており、それぞれの担当圏域の地域課題や住民による活動実態などの情報の収集や情報交換を行うとともに、地域包括支援センター同士のネットワークの構築などを行っています。

また、地域包括支援センター職員の資質向上のための研修、介護保険事業や地域支援事業の研究及び広報活動なども行っています。

現在の姿

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、活動は自粛気味でしたが、高齢者が住み慣れた地域で元気に生活できるためのツールとして介護予防体操のDVDの作成、令和3年度からは、仙台市の地域包括支援センター職員研修の内容について、職員にとってより有用性・実効性が高い研修に向けた検討などに取り組んでいます。また、定期的に仙台市と打合せを行っているほか、宮城県並びに仙台市に対する要望行動も実施しています。

コラム

過去に本会が事務局を担った高齢者福祉団体

● 仙台介護サービスネットワーク（平成11年度～平成16年度）

仙台圏の介護サービス事業者がネットワークを構築し、市民に対して適正な介護サービスを提供することを目的として平成12年3月に設立（69法人会員、69個人会員）され、本会は、設立から平成16年度までの約5年間、事務局を担いました。

● 仙台市在宅介護支援センター連絡協議会（平成12年度～平成17年度）

平成12年8月に、市内の在宅介護支援センター（38会員）より設立され、本会が事務局を担いました。協議会では、主に課題の共有や職員の資質向上のための活動を行ってきましたが、平成18年度に市内41か所の在宅介護支援センター全てが地域包括支援センターに移行することになったため、平成17年度をもって解散しました。

● ケアマネネットせんだい（平成13年度～平成18年度）

ケアマネジャー相互の資質向上と情報交換の場として、平成13年10年に設立（設立当時の会員は423名）され、本会は設立から平成18年度までの約6年間事務局を担いました。

● 東北ブロック老人福祉施設協議会（平成16年度～平成29年度）

東北ブロック6県及び仙台市の老人福祉施設協議会により平成14年度に設立され、本会は平成16年度から平成29年度までの14年間、事務局を担いました。